

市庁舎ギャラリー（ろびい）展示に関する注意書

（正面玄関ロビー）

市庁舎ギャラリー（ろびい）を申込される場合、下記の全ての条件に同意していただくことが必要です。

- 1 市の行事や選挙等で正面玄関ロビー（1階ギャラリーの前）を使用することがあるため、数時間から数日間、展示作品が見えにくくなる場合があります。
- 2 作品及び物品の販売、勧誘は禁止します。
- 3 作品は、額装、パネル張り、軸装等で、壁面展示しやすいようにつり金具・ひものついているものに限りませ
- 4 用具の貸出可能本数は、ワイヤー・フック・ハンガー各20本です。
- 5 壁面が破損しますのでキャプション（作品札）などはテープ類で張らず、画鋏を使用してください。
- 6 作品の管理等は展示者で行ってください。展示物の紛失、破損、盗難等の損害については、一切の責任を負えません。必要に応じて展示作品に保険加入等の措置をお願いします。
- 7 搬入及び搬出は原則開庁日の9時から17時30分までに行ってください。
- 8 施設、備品等を汚損又は忘失したときは、直ちに文化スポーツ推進室に届け出て指示を受けてください。
- 9 初めての申込または前回の展示から一年を経過した申込を優先します。
- 10 「ろびい」ギャラリーの作品展示できるパネルの大きさは、概ね下図のとおりです。

